

令和6年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年3月1日(金) 午前8時53分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作、木村 信悦
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 工藤 一嗣
書記 石井 忍、宮田 孝志郎、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第 1号 三種町選挙管理委員会委員長の退職について
 - 報告第 1号 三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について
 - 議案第 2号 選挙管理委員会委員長の選挙について
 - 議案第 3号 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
 - 議案第 4号 議席を定めることについて
 - 議案第 5号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 6号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 3号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 4号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第 5号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 6号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第 7号 三種町選挙管理委員会規程の一部改正について
 - 議案第 8号 令和6年6月の定時登録日を定めることについて

午前8時53分

工藤書記長 定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和6年第1回三種町選挙管理委員会を開催いたします。

事前に皆様にもお伝えしておりますが、嶋田仁委員が2月末をもって退職されることになりました。嶋田委員には平成30年から約6年近くに渡り選挙管理委員として、そして委員長として町の選挙事務の適正な執行と円滑な運営にご尽力いただきました。誠にありがとうございました。

本日は嶋田委員の退職に伴い新たにご就任いただきました木村信悦委員に出席いただいておりますので、初めに私の方から委員の皆さんと事務局の紹介を行いまして、その後木村さんから自己紹介を兼ねて御挨拶いただきたいと思います。

それでは私の方から、委員の皆さんと事務局を紹介したいと思います。

初めに、田村明委員です。

田村委員

田村です。よろしくお願ひします。

工藤書記長

同じく、加賀谷得子委員です。

加賀谷委員

よろしくお願ひします。

工藤書記長

同じく、飯塚巧作委員です。

飯塚委員

よろしくお願ひします。

工藤書記長

そして、本日から就任となります、木村信悦委員です。

木村委員

木村です、よろしくお願ひします。皆さん御存じの方ばかりです。嶋田委員の残任期間という事ですけども、一つよろしくお願ひいたします。

工藤書記長

では、事務局を紹介します。事務局は総務課の職員が書記となっております。初めに行政係の石井係長です。

石井書記

よろしくお願ひします。

工藤書記長

同じく行政係の宮田主査です。

宮田書記

よろしくお願ひします。

工藤書記長

同じく行政係の三浦主事です。

三浦書記

よろしくお願ひします。

工藤書記長

そして、私が課長の工藤と申します。よろしくお願ひします。木村さんから一言ご挨拶よろしいでしょうか。

木村委員

改めて御挨拶をといる事ですけども、退職前の2年間、田村委員と加賀谷委員には私が書記長という立場でお仕えさせていただきましたし、飯塚委員は御存じのとおり琴丘時代からの大先輩でございますので、この後一つ、皆さんのお力をお借りしまして委員を務めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

工藤書記長

ありがとうございます。それでは、本日の進行ですけども、委員長が不在ですので、職務代理者である田村委員からご挨拶をいただきまして、続けて新たな委員長が選挙されるまでの間の議長をお願ひしたいと思います。それでは田村委員、よろしくお願ひ

いたします。

田村委員 改めましておはようございます。（省略） それでは新しい委員長が選挙されるまでの間、職務代理者である私が議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

次第によると、議案の審議の前に本日の会議録署名委員の指名となつてございますが、こちらは新しい委員長から指名していただくということで、よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号「三種町選挙管理委員会委員長の退職について」、事務局に説明を求めます。

宮田書記 議案第1号について御説明します。三種町選挙管理委員会委員長である嶋田仁氏より、令和6年2月15日付けで一身上の都合により辞職の申出がございました。地方自治法第185条第1項の規定によりますと、委員長が退職しようとするときは委員会の承認を得るとなっておりますので、令和6年2月29日をもって嶋田氏が委員長を退職することについて提案いたします。以上です。

田村委員 ただいまの事務局の説明について、御意見や御質問はありますか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、特に無いようですので、議案第1号を原案どおり承認することといたします。

次に、報告第1号「三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記 報告第1号について御説明します。先ほど議案第1号で御説明しましたとおり、嶋田委員から2月15日付けで辞任願の提出がございましたので、これを受理致しまして、2月29日をもって委員の退職を承認する旨を職務代理者の田村委員の名前で通知しております。

これにより、委員に欠員が生じたことから、補充員の中から補充順位に従って、本日3月1日付けで木村信悦氏を補欠しております。なお、会議終了後に、町議会議長あての通知と、県選管への報告及び、告示を行います。

木村委員の任期につきましては、法令の規定により前任者の残任期間である令和8年6月14日までとなります。以上で説明を

終わります。

田村委員 はい。嶋田委員が一身上の都合で退職されたということで、木村委員にはその残任期間ですけれども、頑張っていたきたいと思しますので、どうかよろしくをお願いします。

報告第1号については皆さんよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

それでは、議案第2号「選挙管理委員会委員長の選挙について」、事務局に説明を求めます。

宮田書記 議案第2号について御説明します。先ほど議案第1号で嶋田委員長の退職を承認いただきましたので、現在の委員から新たに委員長を選出する必要があるがございます。委員長の選挙の方法については、無記名投票が基本ではありますが、皆様の同意があれば指名推薦も可能となっております。従いまして、無記名投票で行うか、指名推薦で行うか、まずは選挙の方法を協議していただければと思います。協議の結果、指名推薦となった場合は、引き続き、指名推薦の手続きを進めてくださるようお願いいたします。以上です。

田村委員 ただいま、事務局から説明がありました。委員長の選挙の方法については、無記名の投票によるか、又は指名推薦による方法となります。

このどちらの方法によるかを協議していただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「指名推薦がいいと思います。」の発言あり。)

指名推薦とのご意見がありましたが、他にございませんか。

それでは、委員長の選挙につきましては、指名推薦の方法でございませぬか。

(「異議なし。」の声あり。)

ご異議がないようですので、委員長の選挙の方法につきましては、指名推薦によることに決定いたします。

それでは、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

加賀谷委員 委員になってすぐなんです、木村委員にやっていただきたいと思ひます。

飯塚委員 木村さんは長いこと担当されて選管の事も熟知されているので適任だと思ひます。

田村委員 私も木村委員が適任だと思ひますので、皆さんご異議なしとい

う事で、議案第2号は、木村委員を委員長として選出するという
ことで、決定いたします。

それでは私はこれで議長の任を解かせていただきます。円滑な
議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

木村委員には、委員長としてよろしくお願いいたします。

工藤書記長

ありがとうございました。

それでは、ただいま委員長に決定いたしました木村委員は、議
長席の方に移動していただきたいと思えます。

引き続き、3号議案からの進行もお願い致します。

木村委員長

なりたての委員長で皆さんには多々御迷惑をおかけすることと
思いますが、議事の進行と、公正選挙の推進へご協力方よろしく
お願いいたします。

それでは次第に従って進めてまいります。一旦保留していまし
た会議録署名委員の指名につきましては、飯塚委員と田村委員に
お願いいたします。

次に、議案第3号「選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定
について」、お諮りします。事務局から説明をお願いします。

宮田書記

議案第3号について御説明します。今回委員長が代わった事に
伴いまして、職務代理者につきましても新たに指定する必要がご
ざいます。地方自治法第187条第3項では、委員長が指定する
委員が職務を代理すると規定されておりますが、決め方も含めて
協議していただければと思えます。よろしく申し上げます。

木村委員長

事務局から説明のあったとおり、委員長の職務を代理する委員
は委員長が指定するとされておりますが、私の方からお願いする
形でよろしいでしょうか。これまでお務めいただいている田村委
員に引き続きお願いしたいと思えますが、皆さんいかがでしょう
か。

(「異議無し」の声有り。)

それでは、田村委員を職務を代理する委員に指定することとし
ます。よろしく申し上げます。

田村委員

はい。よろしく申し上げます。

木村委員長

議案第3号は以上とします。次に、議案第4号「議席を定める
ことについて」をお諮りします。説明をお願いします。

宮田書記

議案第4号ですけれども、選挙管理委員会の議席についてお諮

りするものでございます。議席のレイアウトは、議案の7ページに記載のとおりとなっております。

議席番号ですが、従前の例ですと、1番が職務代理人、4番が委員長、それ以外は就任の長さ順となっております。したがって、その形を踏襲するとすれば、1番が田村委員、2番が加賀谷委員、3番が飯塚委員、4番が木村委員長、ということになりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

木村委員長 　ただいま事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。（「はい」の声有り。）

それではご異議ないようですので、議案第4号は、1番が田村委員、2番が加賀谷委員、3番が飯塚委員、4番が私、以上のよう
に決定したいと思います。

では委員の退職と補欠に関連する案件は以上ということで、ここからは定時登録関係に入ってまいります。議案第5号「選挙人名簿に登録することについて」、お諮りします。事務局から説明をお願いします。

宮田書記 　はい。議案第5号ですが、3月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の12月定時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成17年12月3日から平成18年3月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男13人、女27人、計25人です。

2の転入登録は、令和5年9月2日から令和5年12月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男16人、女15人、計31人です。

よって、3月定時登録における登録者総数は、男29人、女27人、合計56人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 　はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えて

くださるようお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第5号は原案どおり決定します。次に、議案第6号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記

はい。議案第6号は、3月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の12月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和5年12月1日から令和5年2月29日までの方が対象で、人数は、男40人、女53人、計93人です。

2の転出抹消者は、令和5年8月1日から令和5年10月31日までに町から転出した方が対象で、人数は、男21人、女27人、計48人です。

よって、3月定時登録における抹消者総数は、男61人、女80人、合計141人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3～5頁、転出抹消は6～7頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第6号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第2号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記

はい。報告第2号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の定時登録では、11月30日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、12月1日か

ら2月29日までに町内転居された方です。人数は、男8人、女28人、計36人です。

対象者については、別冊名簿の8～9頁に掲載しております。報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第2号は以上といたします。続きまして、報告第3号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第4号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第3号は有権者の50分の1の数を、報告第4号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案11頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、今回から表のレイアウトが一部変更になっています。前回12月の選挙管理委員会におきまして投票区の再編について承認いただき、三種町公職選挙執行規程を一部改正、本年1月1日から施行しております。従いまして、こちらの増減表につきましても今回からは再編後の投票区で表記する事になりますので、よろしく申し上げます。それで有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録56人を加え、抹消141人を引いた13,203人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、12頁に記載のとおり265となり、3で除した数は、13頁に記載のとおり4,401となります。

報告は以上です。

木村委員長 はい。報告第3号、第4号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第3号、第4号については、以上といたします。続きまして、報告第5号「裁判員候補者の予定者の選定につ

いて」と、報告第6号「検察審査員候補者の予定者の選定について」も関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記

はい、初めにこの報告第5号及び第6号ですが、本来であれば予定者の選定を行った直後の12月の選挙管理委員会で報告すべきところ、私が失念しておりまして、今回の報告となってしまい、大変申し訳ございませんでした。

それでは内容について御説明いたします。報告第5号は、当町の選挙人名簿から裁判員候補者の予定者を選定したことについて、報告第6号は、検察審査員候補者の予定者を選定したことについて、報告するものでございます。

別冊資料の選定録をご覧ください。予定者の選定は、9月13日の午後1時に実施しました。最高裁判所から提供されているくじのプログラムを使用し、9月定時登録時点の選挙人名簿から無作為に抽出を行いました。裁判員候補者の予定者の割当ては23人、検察審査員候補者の予定者の割当ては82人で、選定結果についてはこちらに記載のとおりです。

なお年齢要件について、これまでは20歳以上でしたが、成人年齢引下げと少年法改正により、令和5年以降、18歳以上に引き下げられております。報告は以上です。

木村委員長

それでは名簿を御確認いただき、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

裁判員の予定者の方には、この後裁判所から連絡が行くんですか。

工藤書記長

裁判所で抽選して文書を出すと思いますが、その人が受けてくれれば良いんですが、基本は断れないことになってるんですが、高齢とか病気など断れる理由もあります。

木村委員長

裁判員と検察審査員で同じ家の人選ばれてますね。

宮田書記

それぞれ別個にくじのプログラムを回しているの、偶然同じ家の人選ばれてしまったという事になります。

加賀谷委員

前にも聞いたような気がしますが、特養に入っている人も選ばれているので、なんとかならないのかと。

工藤書記長

抽選した結果なので、そのまま国の方に出してやるしかありません。町で恣意的に加除したりはできない形です。

飯塚委員 年齢の下限はあるけど上限は無いんですよ。

宮田書記 はい、上限は無いです。

飯塚委員 90歳代の人もあるようだけど、実際出席するのは難しいでしょうね。

木村委員長 はい。他にはご意見等無いようですので、報告第5号、報告第6号については以上といたします。続きまして、議案第7号「三種町選挙管理委員会規程の一部改正について」をお諮りします。事務局から説明をお願いします。

宮田書記 議案第7号について御説明いたします。公職選挙法施行令及び在外選挙執行規則の一部改正が1月19日に公布され、7月19日から施行されることになっております。

この改正により、在外選挙人証の交付方法が一部変更となりました。別冊資料のカラー刷りのページを御覧下さい。現在は緑色の点線矢印のとおり、在外公館からの申請を受けて市町村選管が在外選挙人証を郵送していましたが、改正後は赤色の矢印のとおり、在外選挙人証のデータを電子計算機を通じて送信し、在外公館が印刷して交付する方法に変更されました。

この変更に伴い、選挙管理委員長の公印の取扱いが変わることになります。紙の在外選挙人証に委員長印を押印して送る形から、在外選挙人証のデータに委員長印の印影のデータを貼り付けて、データのまま送信することになりますので、いわゆる電子公印という取扱いになります。

ところが、現在の例規では委員長印の電子公印に関する規定がございませんので、三種町選挙管理委員会規程を改正し、電子公印としての取扱いを可能とする旨を定める必要がございます。

また現在の規程では電子公印以外にも、公印の保管や使用に関する定めがございませんでした。実際はこれまでも町の規程に準ずる形で運用しておりましたが、今回の電子公印に併せて、不足している規定を追加したいと考えております。

改正の中身につきまして、議案の17ページからになります、議案第7号別紙を御覧ください。事前に送付しておりますので、一度目を通していただいたかと思いますが、現在の規程では第20条の公印の形と寸法しか定めておりませんでしたので、第21条で公印の保管について、第22条で公印を新調や改刻する場合

について、第23条では公印を使用する際の手順について、第24条では印影の印刷について、そして第25条で電子公印に関する規定を定めました。そして、これらに関連して台帳や使用簿、使用承認願等の様式を追加しております。以上で議案第7号の説明を終わります。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

私からひとつ、現在町に在外選挙人の方はいらっしゃるでしょうか。

宮田書記 1名だけいらっしゃいます。数年前に一度選挙人証を再発行しているはずですので、今後また再発行の申請があれば、新しい交付方法になります。

(「特にありません。」の声有り。)

木村委員長 はい。他には特に質問等無いようですので、議案第7号を原案どおり決定いたします。次が本日最後の案件となります。議案第8号「令和6年6月の定時登録日を定めることについて」をお諮りします。事務局から説明をお願いします。

宮田書記 議案第8号について御説明いたします。定時登録につきましては、公職選挙法第22条第1項におきまして、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に選挙人名簿に登録しなければならないと定められておりますが、1日が地方公共団体の休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

登録日を1日ではなく直後の休日以外の日にする場合は、各市町村選挙管理委員会の議決又は専決処分により登録日を定め、これを告示する必要があります。

次回6月の定時登録につきましては、1日が土曜日、2日が日曜日ですので、直後の休日以外の日にあたる、3日月曜日を登録日に定めたいというものでございます。説明は以上です。

木村委員長 はい、6月1日が土曜日にあたるので、3日月曜日を定時登録日としたいという事ですが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

では、議案第8号は原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、先に事務

局の方から何かありますか。

宮田書記

はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明。6月以降も1日が土日に当たるため、同様に翌週の月曜日を定時登録日として、選挙管理委員会を開催したい。)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長

1日より前にもってくることはできるのですか。

宮田書記

1日より後と決まっています。

田村委員

土曜日に開催したことも何回かありましたよね。

石井書記

前は1日でなければならぬという規定だったんですが、休日に出るまで、という事で法律改正されて後の日でも良いとなりました。

木村委員長

委員の皆さんから、何かございませんか。

(今後の選挙の予定について確認、意見交換)

他には特に無いようですので、これで令和6年第1回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時56分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員
